西予総合福祉会職員住宅新築工事

設計・施工一括発注

提案募集要項

２０２２年７月１５日

社会福祉法人西予総合福祉会

目　　次

Ⅰ. 事業の目的 1

Ⅱ. 事業の概要 1

（1）事業名称 1

（2）方式 1

（3）発注者 1

（4）業務内容 1

（5）建設計画地概要 1

（6）施設整備スケジュール（予定） 2

（7）履行期間 2

（8）契約上限額 2

（9）資料提供 2

（10）担当部署 2

Ⅲ. 参加資格要件 3

（1）参加者の構成 3

（2）共通事項 3

Ⅳ. 応募手続等スケジュール 4

（1）質問書の提出手続 5

（2）プロポーザル参加表明書類の受付 5

（3）提案書の提出 6

Ⅴ. 審査及び受託者の決定 7

（1）審査委員会 7

（2）審査方法 7

（3）審査結果の通知 7

Ⅵ. 契約 7

（1）契約の締結 7

（2）契約手続において使用する言語及び通貨 7

（3）契約保証金 7

Ⅶ. その他 8

Ⅰ．事業の目的

職員の福利厚生充実のため、職員住宅の建設を迅速に整備するものである。本事業は、スピード性とコスト縮減の可能性を見込め、事業者のノウハウや創意工夫を活かすことのできる設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）による整備を実施する。また、建築物の構造においてもコスト縮減及び他の構造と比較し、工期の短縮を見込める軽量鉄骨ブレース構造に限定し提案を求め、２０２３年４月１日より使用することを目的とするものである。

Ⅱ．事業の概要

1. 事業名称

　西予総合福祉会職員住宅新築工事

1. 方式

公募型プロポーザル方式

1. 発注者

社会福祉法人西予総合福祉会

1. 業務内容

　　本事業では、以下の項目に定める業務を行う。

1. 基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
2. 建設工事及びその関連業務
3. 工事監理業務
4. 事業に係る手続及び関連業務
5. 建設計画地概要
6. 愛媛県西予市宇和町久枝甲１４３０番地１
7. 敷地面積　　　約５７９㎡
8. 用途地域　　　指定なし
9. 防火地域　　　指定なし
10. 施設整備スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール | 内容 |
| ２０２２年８月３１日 | 設計・施工請負契約締結 |
| 契約締結日～２０２２年１０月１５日 | 基本・実施設計及び申請業務 |
| ２０２２年１０月１６日～２０２３年２月２８日 | 建設工事業務 |
| ２０２３年２月２８日 | 建物の引渡 |
| ２０２３年４月１日 | 供用開始 |

1. 履行期間

契約締結日～２０２３年２月２８日まで

1. 契約上限額

【１３０，０００，０００円】（消費税及び地方消費税を除く）

契約上限額は、本事業にかかる設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

1. 資料提供

本事業の参加者に対し、現地確認を認めることとする。

なお、現地確認については、事前に担当部署に連絡し、指示を仰ぐこととする。

（10）担当部署

社会福祉法人西予総合福祉会（以下「担当部署」という）

〒７９７－００２０　愛媛県西予市宇和町久枝甲１４３４番地１

ＴＥＬ：０８９４－６２－３７７３

ＦＡＸ：０８９４－６２－２１３６

Ｍａｉｌ：ｓｅｉｓｏｕｆｕｋｕ－ｊｉｍｕ１＠ｍｂ．ｐｉｋａｒａ．ｎｅ．ｊｐ

Ⅲ．参加資格要件

（1）参加者の構成

参加者は、単体企業によるものとする。

（2）　共通事項

参加者は、本プロポーザルの公告の日（以下この共通事項において「公告日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受託者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取消すものとする。

1. 建築工事業について、西予市建設工事有資格者名簿（西予市のホームページに掲載）に掲載された格付けがＡ等級又はＢ等級の者であること。
2. 地方自治法施工令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。
3. 会社更生法（平成１４　年法律第１５４　号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１　年法律第２２５　号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
4. 公告日から受託者決定までに西予市建設工事入札参加停止要綱（平成１６年西予市告示第５８３号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
5. 本事業に参加しようとする他の参加者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
6. 建築工事業について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業又は一般建設業の許可を受け、公告日の時点で西予市内に契約を締結できる本店を有する者であり、かつ、設計業務及び工事監理業務につき、関係法令を遵守し、履行可能な体制を確保することができる者であること。
7. 公告日から起算して過去２０年間に、１件の工事請負額が５００万円以上の建築物に係る建築主体工事の元請としての施工実績を有すること。
8. 監理技術者、主任技術者又は専門技術者は、この提案に参加しようとする者との間に直接的な雇用関係（公告日以前に３ヶ月以上の雇用関係）を有している者であること。
9. 西予市暴力団排除条例（平成２３年西予市条例第１８号）第２条第１号若しくは第３号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア　暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ　暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団

員がその運営を支配している者

ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用し

ている者

　　　エ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者。

　　　オ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

　　　カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

Ⅳ.応募手続等スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール | 内容 |
| ２０２２年７月１５日（金） | プロポーザル公告 |
| ２０２２年７月２９日（金） | 参加表明書類及び質問書の受付期限 |
| ２０２２年８月 ３日（水） | 事業に関する質問への回答公表 |
| ２０２２年８月１０日（水） | 提案書の提出期限 |
| ２０２２年８月１１日（木）～  ８月１８日（木）（予定） | プロポーザル審査委員会による審査期間 |
| ２０２２年８月下旬（予定） | 優先交渉権者の通知 |
| ２０２２年８月下旬（予定） | 契約の締結 |

（1）質問書の提出手続

1. 質問書の提出場所及び方法

事業に関する質問は、様式１「質問書」を作成し，メールにより担当部署へ提出すること。

1. 質問書の提出期限

２０２２年７月２９日（金）１７時まで

1. 回答の公表日及び回答方法

質問に対する回答については，一括して質問回答書としてとりまとめを行った上で、参加者へ通知する。質問回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなすものとする。

公表予定日：２０２２年８月３日（水）

（2）プロポーザル参加表明書類の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を提出し、直ちに提案書の作成に着手すること。

1. 参加表明書類の受付期限

２０２２年７月２９日（金）１７時まで

1. 提出先

社会福祉法人西予市総合福祉会

1. 提出方法

持参または郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもの）により提出すること。但し、郵送による場合は、上記①の期限内に必着することとする。

1. 提出書類

下記に示す書類をＡ４ファイルにとりまとめ、１部提出すること。

・参加表明書（様式２）

・主要業務実績書（コリンズにおける竣工登録工事カルテ受領書又は登録内容

確認書（工事実績）の写し：主要な実績２件まで）

・配置技術者の経歴・実績（様式３－１、３－２）

・会社概要（パンフレット等）

（3）提案書の提出

参加表明書類を提出した者は、下記の要領に従い、提案書を提出すること。

1. 提案書の提出期限

２０２２年８月１０日（水）１７時まで

1. 提出先

社会福祉法人西予総合福祉会

1. 提出方法

持参または郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもの）により提出すること。ただし、郵送による場合は、上記①の期限内に必着することとする。

1. 提出書類

下記の書類をＡ４ファイルにとりまとめ、７部提出すること。

※Ａ３サイズの図面は、折り込んでＡ４ファイルに綴じること。

※提案書の記載内容・枚数制限等の詳細は、各様式を参照すること。

・提案書類提出届

・事業実施体制に関する提案書（様式５）

・施設計画に関する提案書（様式６－１～様式６－３）

・工程表（様式７）

・見積書（様式８）

・図面（任意様式、配置図、平面図、立面図、断面図、パース等）

・仕上表（任意様式）

　　※本件は補助金を活用するため、見積書には補助対象工種を明確にし提出すること。

　⑤　参加辞退

　　参加者は、本プロポーザルを辞退する場合にはプロポーザル辞退届（様式９）を担当部署まで、電子メールに対し電子メールにより通知する。

Ⅴ．審査及び受託者の決定

（1）審査委員会

選定に係る審査は、「西予総合福祉会職員住宅新築工事プロポーザル選定委員会」が行う。

（2）審査方法

提案書の内容を基に、予め定めた提案書評価基準に従い、西予総合福祉会職員住宅新築工事プロポーザル選定委員会が審査を行い、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

評価基準及び配点は別表3「西予総合福祉会職員住宅新築工事プロポーザル評価基準」のとおりとする。

（3）ヒアリングの実施

　　不適切と思われる低額な価格提案の場合、又提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合がある。

（4）提案事業者が1社のみの場合

　　提案事業者が1社のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

（5）審査結果の通知

２０２２年８月３１日（水）までに各応募者へ個別に通知する。

Ⅵ．契約

（1）契約の締結

提出された提案書を参考に最優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合について、契約を締結する。

この協議の際、提出された契約書の内容等について一部変更する場合がある。

（2）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

Ⅶ．その他

（1）提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

（2）提出された提案書は返却しない。

（3）提出された提案書は，提出者に無断で使用しないものとする。

（4）参加者が提出した提案書に虚偽の記載がある場合は、参加資格を無効とする。

（5）審査内容及び審査結果については一切の異議を認めないこととする。